

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>クロスボーダーのレポ取引の利便性の向上と活性化のため、本邦金融機関等と特定外国法人（海外ファンド等）の間における債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置について恒久化（少なくとも措置の延長を）すること。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 我が国レポマーケットへ海外投資家の参加者を促すことで、多様で厚みのある投資家層を形成し、短期金融市場・金融機関の資金調達の安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。 クロスボーダーのレポ取引に関しては、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置とされており、また、平成 29 年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新設された。 一方で、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引については、令和 8 年 3 月 31 日までの時限措置とされているため、金融機関の短期資金の調達を円滑にする観点から、制度の恒久化を行う必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関の短期資金の調達を円滑にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定外国法人（海外ファンド等）に対して適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置の恒久措置が講じられることにより、制度の安定化が図られるとともに、金融機関の短期資金の円滑な調達につながると考えられることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現行措置の恒久化を求めるものであり、予算その他の措置によって実現することはできないため妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p><参考：非居住者等の債券現先取引の平均残高> 令和2年度 51兆8,468億円 令和3年度 49兆0,802億円 令和4年度 68兆0,855億円 令和5年度 84兆9,183億円 令和6年度 103兆6,171億円 (出所) 日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」 (注) 非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながることから、有効である。 また、非課税措置がなければ、レポ特例の対象外となる海外ファンド等は本邦金融機関等との直接のレポ取引を敬遠すると考えられ、本邦金融機関等の短期資金の円滑な調達観点から、支障が生じると考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>金融機関の短期資金の調達を円滑にする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあって着実にレポ特例を活用した取引が行われているが、時限措置であることから、安定的な資金調達には至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>外国金融機関等に係るレポ特例(恒久措置)に加え、平成29年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例(2年間の時限措置)が設けられ、令和元年度及び令和3年度税制改正においてそれぞれ2年間、令和5年度税制改正において更に3年間延長された。</p>	